

夜間外出禁止令の発令

1 概要

- (1) 28日、ノボア大統領は、夜間外出禁止令(大統領令370号)を発令しました。本措置は、非常事態宣言下において、治安機関の作戦遂行を可能とするための補完的措置として位置づけられ、以下9県4市において、国軍および国家警察による対象地域における検問、巡回及び犯罪組織の拠点摘発等の作戦が強化されます。
- (2) 在留邦人様及び旅行者の皆様におかれましては、ご自身の居住及び渡航地域の外出禁止時間をご確認頂き、報道等で最新の情報収集に努めるとともに、安全確保に十分ご注意ください。

2 発令期間

5月3日から5月18日までの16日間

3 対象地域

- (1)グアヤス県
- (2)マナビ県
- (3)サンタ・エレーナ県
- (4)ロス・リオス県
- (5)エル・オロ県
- (6)ピチンチャ県
- (7)エスメラルダス県
- (8)サント・ドミンゴ・デ・ロス・ツアチラス県
- (9)スクンビオス県
- (10)ラ・マナ市(コトパクス県)
- (11)ラス・ナベス市(ポリバル県)
- (12)エチエアンディア市(ポリバル県)
- (13)ラ・トロンカル市(カニヤル県)

4 外出禁止時間

夜23時から翌朝5時までの6時間

5 例外措置

- (1) 医療・保険サービス
- (2) 治安・災害対応

- (3) 公共サービス・国家機能の維持
- (4) 必要性・緊急性に基づく移動

6 違反時の措置

正当な理由なく夜間外出禁止令に違反した場合、国軍や警察の検問で停止、確認され、通行を止められる可能性があります。また、当局の正当な命令に従わない場合には、1年から3年の懲役刑の対象となる可能性があります。

【参考】大統領令第370号

https://minka.presidencia.gob.ec/portal/usuarios_externos.jsf